

『新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第3版)』の運用について

現下の新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染状況と濃厚接触者の特定の実態を踏まえ、令和3年6月24日に発した「新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第3版)」の運用を以下の通りに定めましたのでご了承下さい。

◇基本的な考え方

*** 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策については、流行が始まった当初に比べ多くの知見が得られた結果、関係各署の対応も当該感染者との接触の状況に応じて感染リスクを判断し、より現実的な対応が図られている。**

当委員会としても、感染の拡大を防止して子供たちの安全を確保することと、一概に活動を休止することの教育的弊害等を比較考量して判断することとする。

1. 運用基準

- ①現実的な感染リスクの有無によって対応を判断する。
- ②感染リスクの有無は原則として発症日（発熱・咳等の症状が現れた日）の2日前の期日以降の接触の有無を捉え、また、無症状であった者については「陽性」と診断された期日を持って対応を判断する。
- ③復帰の目安時期は以下を目安として判断する。
 - ㊦感染者（陽性者）の場合
⇒退院退所の目安と同様に発症から10日間経過し、かつ症状が軽快してから72時間を経過している場合を基本とし、保健所または医療機関の指示に従うこととする。
 - ㊧濃厚接触者の場合
⇒感染者との接触のあった日（感染リスクがあった最後の日）の翌日から起算して14日間が経過した日。
検査を実施して陰性であっても14日間の健康観察が必要です。
- ④対応方法の判断にあたっては普段接する機会の少ない者同士が交わり、当委員会が感染防止対策に責任を持つべき4種主催公式行事と、接触範囲が限定され且つ選手保護者の自主性が担保される各クラブの活動は切り離して判断できることとする。
- ⑤4種公式戦（行事含む）への参加判断については、クラブ代表等により当委員会が別途に定める所定の項目につき当該感染者（保護者、指導者含む）から状況を聞き取った結果を事務局に報告し、確認を経たうえで最終的に判断することとする。
- ⑥各クラブの個別活動については、運用基準に示す考え方を踏まえ、チームの状況や地域性に鑑み各クラブが自主的に判断するものとする。
- ⑦各クラブ代表は感染者の発生に際して、事務局に対応状況を速やかに報告することとする。
- ⑧各クラブにおいては、個人情報を慎重に取扱い、当該感染者（陽性者）・濃厚接触者が差別を受けないよう配慮に努める。

2. 対応例

ケース1

◎チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に感染者が発生した場合

・ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

・ステップ2

発生時から2週間程度の活動を自粛(大会参加も自粛)し、選手、指導者及びその同居家族の健康観察を行う。

・ステップ3

2週間程度経過後、感染が広がっていないことを条件に活動を再開できることとする。

A:4種主催大会等への対応

【例1】:先週末の練習に参加していた選手、指導者が火曜日に発熱し翌日水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性と診断された場合。

○発症日が火曜日であるため、感染リスクの発生は2日前(月・日)となり、日曜日の時点で既に感染リスクが生じていることから当該選手、担当指導者が含まれる学年で構成されるチームの大会等への参加については1.運用基準③⑦に照らした期日までの期間についてはステップ2.3の通りとし、原則として参加の自粛をお願いします。

○水曜日に発症し、木曜日以降に陽性判定となった場合は感染リスクの発生が月曜日以降であることから、チームの大会等への参加について当該選手・指導者以外に支障はありません。

○当該感染者との接触の可能性のない学年の大会参加は可能です。

○4種事務局へ、事案の対応報告を行い、対応の是非につき確認を得てください。

【例2】:直近の練習には参加していないチーム所属の選手、指導者が火曜日に発熱し翌水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性との診断があった場合。

○発症日に関わらず、感染リスクが生じていないことからチームの大会参加には支障ありません。

【例3】:感染した指導者が当該クラブ所属選手の家族であった場合は指導者の週末の活動への参加の有無に関わらず、同居家族内での濃厚接触者と思量されることから、当該指導者の濃厚接触者である選手が活動に参加(他の選手と接触)していた場合は、当該選手が含まれる学年で構成されるチームの大会への参加はステップ2.3(自粛をお願いする対象)の通りとします。(…→濃厚接触者としての対応)

B:各チームの活動への対応

【例1】:先週末の練習に参加していた選手、指導者が火曜日に発熱し翌日水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性と診断された場合。

○発症日が火曜日であるため、感染リスクの発生は2日前(月・日)となり、日曜日の時点で既に感染リスクが生じていることから当該選手、担当指導者が含まれる学年で構成されるチームの活動はステップ2.3の通りとします。

○水曜日に発症し、木曜日以降に陽性判定となった場合は感染リスクの発生が月曜日以降であることから、チームの活動について当該選手・指導者以外に影響は及びません。

○当該感染者との接触の可能性のない学年の活動に影響は及びません。

○4種事務局への報告については、事案の対応報告に止め、対応の是非につき確認を得る必要はありません。

【例2】:直近の練習には参加していないチーム所属の選手、指導者が火曜日に発熱し翌水曜日に医療機関を受診して検査の結果、陽性との診断があった場合。

○発症日に関わらず、感染リスクが生じていないことからチームの活動に影響を及ぼしません。

【例3】:感染した指導者が当該クラブ所属選手の家族であった場合は指導者の週末の活動への参加の有無に関わらず、同居家族内での濃厚接触者と思量されることから、当該指導者の濃厚接触者である選手が活動に参加(他の選手と接触)していた場合は、当該選手が含まれる学年で構成されるチームの活動について、ステップ2. 3の通り(原則として自粛を判断)とします。(…→ 濃厚接触者としての対応)

ケース2

◎チーム所属選手及び指導者またはその同居家族に濃厚接触者が発生した場合

※ 濃厚接触者とは、同居の家族の他は、保健所等の公的機関が特定し PCR 検査の対象となった場合、または濃厚接触が発生した事業所が濃厚接触者として判断した場合とする。

・ステップ1

各関係機関(保健所等)の指示に従う。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ速やかに報告をする。

・ステップ2

該当選手及び指導者またはその同居家族は、発生した日から2週間程度の活動を自粛(大会参加も自粛)し、該当者の健康観察を行う。

・ステップ3

2週間程度経過後、感染が広がっていないことを条件に該当者は活動を再開できることとする。

A:4種主催大会等への対応

【例1】:先週末の練習に参加していた選手、指導者が濃厚接触となった場合について。

○濃厚接触による感染リスクの発生が日曜日にあることから、日曜日の時点で同一の活動をしていた選手、担当指導者が含まれる学年で構成されるチームの大会等への参加については1. 運用基準③④に照らした期日までの期間についてはステップ2. 3の通りとし、原則として参加の自粛をお願いします。

○当該濃厚接触者との接触していない(同一の活動をしていない)学年の大会参加は可能です。

○4種事務局へ、事案の対応報告を行い、対応の是非につき確認を得てください。

○チーム活動内での濃厚接触は通常の濃厚接触発生の有無の判断(手の届く範囲内においてマスク無し15分間程度接触)のみならず、同一の行動に参加があったか否かによって判断します。

【例2】:直近の練習には参加していないチーム所属の選手、指導者が濃厚接触者となった場合。

○濃厚接触の発生日に関わらず、感染リスクが生じていないことから当該濃厚接触者を除き、チームの大会参加は可能です。

B:各チームの活動への対応

【例1】:先週末の練習に参加していた選手、指導者が濃厚接触となった場合について。

○濃厚接触による感染リスクの発生が日曜日にあることから、日曜日の時点で同一の活動をしていた選手、担当指導者が含まれる学年のチーム活動については1. 運用基準③④に照らした期日までの期間についてはステップ2. 3の通りとし、原則として活動の自粛をお願いします。

○当該濃厚接触者との接触していない(同一の活動をしていない)学年の活動に影響は及びません。

○4種事務局への報告については、事案の対応報告に止め、対応の是非につき確認を得る必要はありません。

○チーム活動内での濃厚接触は通常の濃厚接触発生の有無の判断(手の届く範囲内においてマスク無し15分間程度接触)のみならず、同一の行動に参加があったか否かによって判断します。

【例2】:直近の練習には参加していないチーム所属の選手、指導者が濃厚接触者となった場合。

○濃厚接触の発生日に関わらず、感染リスクが生じていないことから当該濃厚接触者を除き、チームの活動に影響は及びません。

ケース3

◎所属チーム選手の学校及び活動場所が休校・学年・学級閉鎖等になった場合

・ステップ1

保護者・施設管理者等により休校等の連絡があった場合、下記のように対応する。その後、該当チーム代表者は、市原市サッカー協会4種委員会事務局長へ報告をする。

①チームが活動する学校が休校になった場合

・休校が明け、施設開放が許可されるまで活動を自粛する。ただし、大会参加等に関わる場合は、事務局長への報告とともに相談をする。

②在籍する選手の学校が休校になった場合

・該当する選手については、休校が明けるまで、活動自粛を依頼する。

③在籍する選手の学校が学年閉鎖又は学級閉鎖になった場合

・学年又は学級に該当する選手については、活動自粛を依頼する。

・ステップ2

各対応終了後、選手及び保護者の健康確認を行い、安全に活動ができると判断された場合、活動を再開することができる。

A:4種主催大会等への対応

B:各チームの活動への対応

○当該チームの活動場所である学校での感染者の発生により休校の措置が取られた場合

は陽性者のチーム内での発生に関わらず、各チームの活動については当該施設においては行わないとし、大会参加の可否については、事務局への報告と相談によりリスクの有無を確認して判断する。

○学年、学級閉鎖の場合はその該当選手のみ活動を自粛とし、他の選手で構成される大会等への参加の自粛は原則として求めない。

※事務局への報告する際の様式は別途HPへ掲載します。